

苫小牧クルーズ振興協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「苫小牧クルーズ振興協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、苫小牧港へ寄港するクルーズ船の歓迎体制を構築することにより、本市におけるクルーズ船文化の創造を図り、さらなるクルーズ船の寄港に繋げるとともに、苫小牧港の新たな魅力の発信と地域振興及び観光振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) クルーズ船歓迎行事の企画及びその運営
- (2) クルーズ船の誘致活動及び苫小牧の宣伝活動
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事業

(経費及び会計年度)

第4条 協議会の運営経費は、苫小牧市の補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会員)

第5条 協議会は、苫小牧市、苫小牧港管理組合、北海道開発局、北海道運輸局、苫小牧商工会議所、苫小牧港利用促進協議会、苫小牧町内会連合会、苫小牧観光協会、苫小牧青年会議所、女性みなと街づくり苫小牧、その他関係団体及び本趣旨に賛同するものをもって構成する。

(役員)

第6条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 会長は、苫小牧市長の職にある者をもって充てる。

- 3 副会長は、苫小牧港管理組合専任副管理者の職にある者をもって充てる。
- 4 監事は、苫小牧町内会連合会会長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第7条 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の経理を監査する。

(任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げないものとする。

- 2 任期途中で就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 総会は、会員をもって構成し、会長が毎年1回招集する。また、会長が必要と認めるときには、随時これを招集することができる。

- 2 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画
 - (2) 収支計画
 - (3) 規約の制定及び改廃
 - (4) その他必要事項
- 3 総会の議長は、会長が務める。

(部会)

第10条 会長は、協議会に歓迎行事部会及び観光・宣伝部会を設置し、必要に応じ部会を開催する。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を苫小牧市産業経済部、苫小牧港管理組合総務部に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長がこれを定める。

附則

この規約は、平成23年7月12日から施行する。